

藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

平成 27 年 10 月 6 日
教育委員会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項の規定に基づき、藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会（以下「委員会」という。）がその権限に属する事務の一部を教育長へ委任すること等について必要な事項を定めるものとする。

(教育長に委任する事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校給食に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2) 委員会規則その他委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (3) 委員会の所管に属する学校給食センターの施設（以下「給食センター」という。）の設置及び廃止に関すること。
- (4) 委員会の職員の任命その他の人事に関すること。
- (5) 法第 26 条に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (6) 法第 29 条の規定により予算その他の議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。
- (7) 重要な教育財産の取得を申し出ること。
- (8) 給食センターの敷地を選定すること。
- (9) 給食センターの建物の工事の計画を決定すること。
- (10) 請願及び訴訟に関すること。
- (11) 法第 1 条の 4 第 4 項の規定による総合教育会議の招集を管理者に求めること。

(教育長の臨時代理)

第 3 条 教育長は、緊急やむを得ないときは、法第 25 条第 1 項の規定により、委員会の権限に属する事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、直近の委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。

(委任事務の処理の特例)

第 4 条 教育長は、第 2 条の規定にかかわらず委任された事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、これを委員会の決定に付すことができる。

(重要事項の報告)

第 5 条 教育長は、次の事項につき、その都度速やかに委員会に報告しなければならない。

- (1) 委員会の会議に付した事務の経過及び結果に関する事項

- (2) 委任された事務のうち、特に重要な事項
- (3) 国、大阪府その他諸官庁及び関係部署との重要な連絡（通知を含む。）及び協議に関する事項
- (4) 前各号のほか、委員会が必要と認めた事項

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。